

## 再発防止に向けた検討状況

項目	現状	課題
1 職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定の整備		
(1) 秘密上の内容の明確化とその周知	○入札の秘密情報については、公表の基準に基づいて当然のこととして処理されており、特段の規定はない。	○秘密情報としての取扱う必要があることを知らない職員がいた。
(2) 外部からの働きかけに対する対応	○議員から要望・申出等の職員の対応方法について特段のルールが設けられておらず、来庁時、電話時等において議員主導の受動的な対応となっている。 ○職員から議員へ説明や情報提供をするにも特段のルールが設けられておらず、殆どの場合、幹部職員が議員控室へ赴いて説明を行う対応となっている。 ○職員が議員との懇親会等の行事に出席する際にも特段のルールが設けられていない状況となっている。 ○議員が個人情報を扱っている本庁及び出先機関の執務室内(部課長の席まで)に立ち入る状況となっている。 ○議員との良好な関係を保つために購読の意思がないにも拘らず機関誌の購読契約を締結している実情がある。	○議員対応が密室または個別の電話対応となっている場合が多く記録が残っていない場合が多い。 ○議員対応を幹部職員が単独で行っている場合が多く過剰な要求等を受けやすい環境となっている。 ○議員と職員との関係性から懇親会等の行事を断りづらい環境となっている。 ○議員が執務室内に入ってくることにより、個人情報等の情報漏洩や、一般職員との接触の懸念がある。 ○機関誌の購読状況が業務上の対応に影響する恐れから、購読を辞められない懸念がある。
2 職員に入札談合等に関与させないための体制面の整備		
(1) 人事上の配慮	○契約係職員の担当業務は1年で交替し、業者等との癒着を防止している。	○右肩上がりで契約件数が増加するとともに契約内容も複雑化しており、職員の事務負担も増加傾向にある(平成29年度～令和4年度の5年間で全件数は146件増加、 ○事務を外部に委託する契約(含む派遣)が上記の5年間で175件増加し、仕様書等の内容の確認作業の負担が増加している。

項目	現状	課題
(2) 第三者機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成16年から入札監視委員会を設置している。</li> <li>○入札監視委員会での審議案件は、委員の持ち回りで選定を行っている。</li> <li>○入札監視委員会の議事要旨は区ホームページで公開している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○過去に区長への意見具申ができる仕組みになっているものの実績がなく、会の運営の見直しが必要である。</li> </ul>
<b>3 法令遵守意識の向上のための職員教育</b>		
(1) 職員の服務規律の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公務に従事する職員には、地方公務員法をはじめとする法令等により様々な服務上の制限等がある。</li> <li>○人事制度の運用や服務規律の確保に関する文書を各所属長等を通じて通知する、マニュアル・手引き等のパブリックフォルダ(イントラネット上の庁内の情報共有のための掲示板)で掲載するなどにより、服務規律の確保に努めている。</li> <li>○職員のコンプライアンス確保に関する取組み(千代田区職員コンプライアンス・ガイドライン)等とも連携して取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の懲戒処分の標準的な量定を定める「懲戒処分の指針」において、「入札談合等に関する行為」に係る定めがない。</li> <li>○職員を対象に「公務員倫理」、「コンプライアンス」等の研修(以下「コンプライアンス系の研修」という。)を実施しているが、職層を踏まえた内容が実施されているか、頻度は適正かなど、再点検することにより、研修効果を高める必要がある。</li> <li>○コンプライアンス系の研修において、官製談合防止の内容は、一部の研修を除き含まれていない。</li> </ul>
(2) 職員のコンプライアンス向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公務に従事する職員には、地方公務員法をはじめとする法令等により様々な服務上の制限等がある。</li> <li>○本ガイドラインに沿って、職員が服務上・事務処理上留意すべき事項等をまとめた職員向けのガイドブックを作成し、パブリックフォルダ(イントラネット上の庁内の掲示板)で共有している。</li> <li>○ガイドラインは区ホームページ等で区民向けに周知している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 29 年4月以降、マニュアルに記載の内容が更新されておらず、内容の更新が必要である。</li> <li>○作成当初は、小冊子を作成し、全職員に配布したが、現在はパブリックフォルダに掲載するのみである。近年、新規採用の職員が増えていることもあり、本ガイドラインの存在を知らない職員も少なくないと思われ、職員への再周知が必要不可欠である。</li> <li>○官製談合防止に係る記載がほとんどない。</li> </ul>
(3) 入札談合等関与行為防止法の研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約実務研修(中級)、係長昇任時研修の中に官製談合防止に関する項目を含めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理職に対して周知する機会が実質的にない。</li> <li>○(仮)発注者綱紀保持指針との関連も整理が必要である</li> </ul>

項目	現状	課題
4 職員に入札談合等に関与させないために必要と考えられるその他の取組み		
(1)入札・契約事務の見直し	○工事入札の参加資格要件に「優先業種」を設定し、参加できる業者を限定している。	○「優先業種」は業者が希望業種1種を優先として登録できる電子調達上の制度だが、登録にあたって資格審査はない。 ○他区は「優先業種」を入札参加資格要件としていないため、他区の業者は優先業種登録を行っておらず、競争性が働きにくい。
	○最低制限価格は非公表としている。 ○国は最低制限価格の算定式(中公連モデル)導入を推奨しているが、23区では調整係数がかけられた運用が多い。	○国の「適正化指針」では、最低制限価格は事後公表が望ましいとされている。 ○中公連モデルをそのまま導入すると最低制限価格が予定価格の90%以上となる。
	○総合評価落札方式の要綱やCSR該当調査票の地域貢献項目に今回の談合の温床となった協力会をプラスに評価する項目がある。	○本来の協定の趣旨とは異なる談合グループが存在しても、区がその趣旨や意図までを把握するのは難しい。